北九州市学校規模適正化の進め方検討会開催要綱

(目的及び開催)

第1条 本市における学校規模適正化の進め方の検討にあたり、幅広く意見を聞くため、 北九州市学校規模適正化の進め方検討会(以下「検討会」という。)を開催する。 (構成員)

- 第2条 検討会の構成員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が選任する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 地域代表
 - (3) 保護者代表
 - (4) 学校代表
 - (5) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第3条 構成員の任期は、選仟の日から検討が終了するまでとする。

(座 長)

- 第4条 検討会に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。
- 2 座長は、検討会の議長となり、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、構成員のうちから座長があらかじめ 指名した者がその職務を代理する。

(会議の公開等)

- 第5条 検討会は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、 座長の決定により非公開とすることができる。
 - (1) 法令等に特別の定めがある場合
 - (2) 不開示情報(北九州市情報公開条例第7条)に該当する事項を協議する場合
 - (3) 円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合
 - (4) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

(意見の聴取)

第6条 検討会は、必要に応じて関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第7条 構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また 同様とする。

(庶 務)

第8条 検討会の庶務は、教育委員会事務局総務部企画調整課において処理する。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関する必要事項は、教育長が定める。 は 即

この要綱は令和5年7月6日から実施する。